



生活用水・農業用水に関する補助金

# 水の安定確保を支援しています

詳しくは  
こちら



問 住民課 生活環境グループ ☎ 0247-62-2147 産業課 農林グループ ☎ 0247-62-2112

生活用水に関する補助

町では、近年の降雪量や降雨量の減少によって、これまで生活用水として使用していた井戸が使用できなくなり、生活用水を確保するため、新たに井戸を整備する方に対し、整備費用の一部を補助します。

補助対象経費や必要になる書類などの詳細は HP をご覧ください。

▶補助対象地域

町内の給水区域以外の区域、または給水区域内であっても配水管の敷設が著しく困難な区域

対 補助対象区域内において、既存の井戸が枯渇または汚染し飲用水等の確保が困難になった場合、またはその恐れがある場合に新たに井戸の整備を行う方

※共同で整備を行う団体等も含む

▶補助金額

▷課税世帯 補助対象経費のうち、100万円を超える部分の3分の1以内の額

限度額 40万円

▷非課税世帯 補助対象経費の2分の1以内の額

限度額 100万円

※千円未満切捨て

【その他要件】

▷居住している町内の住宅の所在地に住民登録を行っていること。

※別荘や事業用の事務所や店舗は対象外

▷居住する住宅において、現に生活用水の確保が困難な状況であること、または困難な状況になることが予想されること。

農業用水に関する補助

町では、農地の渇水・高温対策に必要な設備等の導入費用の一部を補助しています。詳しくは、産業課農林グループまでお問い合わせください。

スマート農業推進事業補助金

対 認定農業者・販売農業者・農業生産組織等

▶補助対象費用

▷自動灌水装置の導入費

農業近代化基盤整備事業補助金

対 受益農地面積が概ね50a以上の営農組織および集落

▶補助対象費用

▷揚水用動力ポンプ購入費

▷農業用井戸の新設・改良費

▷用水確保のための水路新設・改良費

▷ため池の土砂上げ費

保険料率の見直しが行われます

# 令和8・9年度の保険料率が変わります

詳しくは  
こちら



問 税務会計課 課税グループ ☎ 0247-62-8127

後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき2年に1回見直しが行われます。

今後、被保険者数や医療給付費が増加する見込みであるほか、現役世代の負担増を抑制するため、令和8・9年度の保険料率が引き上げられます。

被保険者の皆さんに安心して医療を受けていただくため、ご理解をお願いします。

また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、後期高齢者医療制度においても医療保険料とあわせて子ども・子育て支援金(子ども分)を負担いただくこととなります。

なお、保険料額決定通知書は8月中旬に送付します。詳しくは、町もしくは福島県後期高齢者医療広域連合のHPをご覧ください。

▶保険料率

医療分	令和8・9年度(改正後)	令和6・7年度(改正前)
所得割率	9.24%	8.98%
均等割額	49,000円	45,900円
賦課限度額	850,000円	800,000円
子ども分	令和8・9年度(新規)	
所得割率	0.25%	
均等割額	1,400円	
賦課限度額	21,000円	

▶均等割の軽減

被保険者と世帯主の所得に応じて以下の軽減措置があります。なお、令和8・9年度に限り、医療分について従来の7割軽減が7.2割軽減となります。

「世帯(被保険者と世帯主)の 総所得金額等の合計額」の区分	軽減割合	軽減後の 均等割額
43万円+(給与・年金所得者の数-1) ×10万円以下	医療分 7.2割	13,720円
	子ども分 7割	420円
43万円+(給与・年金所得者の数-1) ×10万円+(31万円×被保険者数)以下	医療分 5割	24,500円
	子ども分 5割	700円
43万円+(給与・年金所得者の数-1) ×10万円+(57万円×被保険者数)以下	医療分 2割	39,200円
	子ども分 2割	1,120円